

第 10 節 電力・ガス取引監視等委員会	320
1. 電力市場の小売市場・卸市場に関する取組	320
1. 1. 各種相談への対応	320
1. 2. 小売取引の監視等	320
1. 3. みなし小売電気事業者に対する監査	322
1. 4. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価	322
1. 5. 電気の卸取引の監視	322
1. 6. 卸電力取引の活性化	324
2. 送配電分野に関する取組	325
2. 1. 送配電事業の監視	325
2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査	325
2. 3. 一般送配電事業者の収支状況(託送収支)の事後評価	326
2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討	332
2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視及び 2022 年以降のインバランス料金制度の詳細設計	334
2. 6. 新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度・発電側課金)の詳細設計	334
2. 7. 配電事業者に係る行為規制の詳細についての検討	335
3. ガスの小売市場・卸市場に関する取組	336
3. 1. ガス市場における競争状況	336
3. 2. ガス小売取引の監視及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査	336
3. 3. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価及び 特別な事後監視	337
4. ガス導管分野に関する取組	338
4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視	338
4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査	338
4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価	339
5. その他	339
5. 1. 広報/消費者対策	339
5. 2. 国際的な取組	339
5. 3. 電力・ガス取引監視等委員会の検証	339

第10節 電力・ガス取引監視等委員会

1. 電力市場の小売市場・卸市場に関する取組

1. 1. 各種相談への対応

電力・ガス取引監視等委員会は、相談窓口を設置し、電気の需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。2021年4月～2022年3月における相談件数は4,533件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には小売電気事業者に対する指導等を行った。

また、独立行政法人国民生活センター及び消費者庁と共同で、電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、需要家に対し情報提供を行った。

○プレスリリースの実施状況

第17回（2021年8月13日）、第18回（2021年12月17日）

1. 2. 小売取引の監視等

2016年4月には電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、電力・ガス取引監視等委員会は、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

具体的には、2021年度には以下のような事案について指導、勧告などを実施した。

(1) 指導

小売電気事業者A社へ行った指導（2021年12月）

A社は、2021年1月～同年6月の間、電気の小売供給契約の締結をした際、契約先の電力会社がA社に切り替わる点についての記載が不十分なトークスクリプトを使用して電話による供給条件の説明を行い、また、1,432件の小売供給契約について契約締結前交付書面を交付しなかった。当該各行為は、供給条件の説明義務という電気事業法上の重要な義務に違反する行為につながるおそれがある

り、また、書面交付義務という電気事業法上の重要な義務の違反に該当するものであることから、A社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

(2) 小売市場重点モニタリング

一定の価格水準を下回る小売契約について、競争者からの申告や公共入札の状況を踏まえ、取引条件等を含む実態を重点的に把握する小売市場モニタリングを2019年9月から開始し、その調査結果を年2回程度の頻度で公表することとした。

(ア) 背景

2017年～2018年頃、複数の新規参入事業者より、一部地域の旧一般電気事業者が、電気購入先の新規参入事業者への切替え（以下「スイッチング」という。）をしようとしている顧客や公共入札を行う顧客など特定の顧客に対してのみ、対価が非常に低い小売供給を提案している（当該対価は、水力や原子力等の可変費が非常に安い電源を利用しつつ、固定費は限定的に上乗せすることで可能となっている）という具体的な営業事例について、電力・ガス取引監視等委員会への相談があった。旧一般電気事業者によるこのような行為は、一般的に、新規参入事業者の事業を困難とし、市場からの退出に至らせる等、将来の競争を減殺し、電気事業の健全な発達に支障を及ぼすおそれがあるため、第28回、第32回制度設計専門会合（2018年3月、7月）において対応方針を検討した。その結果、「電力の小売営業に関する指針」を改定し、スイッチングの期間中における取戻し営業行為を問題となる行為に位置づけた。また、スイッチングプロセス以外における差別的な対価提供に関する規制の在り方については、競争状況を引き続きモニタリングし、必要に応じてさらなる検討を行うこととされた。

その後、電気の経過措置料金に関する専門会合（以下、「経過措置料金専門会合」という。）の取りまとめ（2019年4月23日）において、電気の小売規制料金の経過措置を解除する可否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門

が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれがあることが指摘された。加えて、①このような不当な内部補助を防止するためには、社内外取引の無差別性を実効性のある形で確保することが最も有力で現実的な手段であること、②また「不当な内部補助」が行われているかどうかを確認するに当たっては、廉売などの行為によって小売市場における競争の歪曲の有無を判断するため、具体的な小売価格についてモニタリングを行い、これらの状況を適切に把握する必要があることも指摘された。

これらの指摘を踏まえ、第38回、第40回制度設計専門会合（2019年5月、7月）において小売市場重点モニタリングの実施方法等を検討し、それを踏まえ、2019年9月から本取組を開始した。

（イ）調査結果

2019年1月～2019年12月に供給を開始した小売契約分について、調査の結果、個々の案件において法令上問題となるような事例（可変費を下回るような価格設定）は認められなかった旨を第46回制度設計専門会合（2020年3月）において報告し、その調査結果を公表した。他方、発電・小売一体の旧一般電気事業者においては、社内取引価格が明確化されていなかった。加えて、多くの旧一般電気事業者では、個別の小売価格の設定において参照する定量的な基準として、電源可変費以外のものが示されなかった。これらの点は、旧一般電気事業者の発電部門が、社内外の取引条件を合理的に判断することなく、電力の卸売を行っている可能性があることを示唆するものであり、この調査結果も踏まえて不当な内部補助防止策の検討がなされることとなった。

その後、第51回制度設計専門会合（2020年10月）に第2回目の公表を行い、2020年1月～2020年6月に供給を開始した小売契約分について、調査の結果、個々の案件において法令上問題となるような事例（可変費を下回るような価格設定）は認められなかった旨を報告した。また、小売市場における旧一電の域内シェアは減少傾向にあり、競争が一定程度進展していることも明らかになった。

引き続き、第62回制度設計専門会合（2021年6月）に第3回目の公表を行い、2020年7月～12月に供給を開始

した小売契約分について、調査の結果、小売単価（託送料金除き）が供給開始月の直近12ヶ月のエリアプライス平均以下であることが確認された案件はなかった旨を報告した。また、第68回制度設計専門会合（2021年12月）の第4回目公表では、2021年1月～6月に供給を開始した小売契約分について、調査の結果、九州電力で小売価格（託送料金除き）が電源可変費を下回る案件（1件）があった旨を報告した。同社に対して更に調査を行った結果、当該事案は見積もりデータの入力ミスとチェック漏れに起因するものであった。また、同様の案件がないか過去1年間の特高・高圧の全契約について報告徴収を行ったが、当該1件のほかに問題となる取引は確認されなかった。このような行為は、その意図がない中であっても、結果として、競合相手を市場から退出させることにもつながりかねないものと考えられるため、同社に対して再発防止のための指導を行った。

（3）「電力の小売営業に関する指針」の改定

市場連動型料金メニューについては、2020年度冬期のスポット市場価格高騰に伴い、電気料金が高額となる事象が発生し、当時、相談窓口には、需要家から多くの相談が寄せられた。これを踏まえ、市場連動型料金メニューを提供している小売事業者に対し、需要家への説明・情報提供の状況について実態把握を行ったところ、説明の分かりやすさは事業者によって差が見られる結果となった。

需要家の理解促進の観点から、第63回、第64回制度設計専門会合（2021年7月、8月）において市場連動型料金メニューの契約前説明や契約後の情報提供の在り方について議論を行い、電力の小売営業に関する指針（以下「本指針」という。）について以下のとおり改正することにつき、2021年9月、経済産業大臣に建議を行った。

（ア）契約前説明について

- ・メリットしか説明しないような誤解を招く説明は、「問題となる行為」であることの明確化を行う。
- ・過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明することを「望ましい行為」として記載する。

（イ）契約後の情報提供について

- ・需要家が翌日の電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなど、電気料金に関する情報提供の充

実を「望ましい行為」として記載する。

上記の制度設計専門会合の審議を踏まえ、本指針の改定を経済産業大臣に建議した。

1. 3. みなし小売電気事業者に対する監査

2016年4月に電力の小売全面自由化を実施した際、低圧（家庭用等）の小売料金については、経過措置として旧一般電気事業者に規制料金（「経過措置料金」）を存続させることとされた。

電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法等の一部を改正する法律附則第21条の規定に基づき、経過措置料金規制の対象であるみなし小売電気事業者（10社）に対して監査を実施した。

2021年度において実施した監査の結果については、同附則第25条の6に基づくみなし小売電気事業者に対する勧告並びに同附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、1事業者に所要の指導を行った。

1. 4. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

電気事業法等の一部を改正する法律附則の経過措置に基づく、経過措置が講じられている電気の小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

2022年2月、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金制度専門会合において、原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者9社（北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力）について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号。以下「審査基準」という。）第2（7）④に基づく評価及び確認を行い、2022年2月、以下のとおり取りまとめた（参照：第1図 審査基準の適用結果）。これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣に対し、審査基準第2（7）④に照らし、経過措置が講じられている電気の小売規制料金の値下げ認可申請の必要があると認められる

事業者はいなかった旨回答した。

○料金制度専門会合の取りまとめ(2022年2月)

第1図：審査基準の適用結果

● 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社（九州電力（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：九州電力は、原価算定期間（2019年4月～2022年3月）が終了していないため事後評価の対象外。

審査基準	北海道	東北	中部電力	中部電力ミライズ	北陸	関西	中国	四国	沖縄	10社
A 規制部門の電気事業料率による基準										
3か年度平均 ④ ※4	5.2%	5.6%	3.3%	4.2%	△1.0%	4.8%	3.6%	△0.8%	3.1%	
1.0社1.0か年度平均 ⑤										1.0%
1.0社1.0か年度の平均を上回っていないか（⑤>④）	Yes	Yes	Yes	Yes	No	Yes	Yes	No	Yes	
B 規制部門の超過利潤累積額による基準										
2.019年度末超過利潤累積額 ⑥ ※5	△769	△427	△5,413	△1,335	-	△383	△1,434	-	△227	
2.020年度末超過利潤累積額 ⑥ ※5	△28	△146	△928	△263	-	△231	△163	-	△28	
2.021年度末超過利潤累積額 ⑥ ※5	△777	△573	△6,341	△1,599	-	△514	△1,598	-	△254	
超過利潤（一定水準額） ⑥ ※7	372	342	3,268	433	-	392	232	-	59	
一定水準額を上回っていないか（⑥>⑥）	No	No	No	No	-	No	No	-	No	
C 自由化部門の収支（※8）による基準										
2.019年度 ⑦	+224	+563	+41	+878	-	+996	+301	-	+50	
2.020年度 ⑦	+203	△257	△485	+109	-	△44	△210	-	+54	
2.021年度末赤字となっていないか（⑦<0かつ⑦<⑦）	No	No	No	No	-	No	No	-	No	
評価結果	No	No	No	No	No	No	No	No	No	No

※2：2019年度末超過利潤累積額が超過、2019年度末超過利潤が電力エナジーパートナーの超過額に算入。
 ※3：2020年度末超過利潤累積額が超過、2020年度末超過利潤が電力エナジーパートナーの超過額に算入。
 ※4：3か年度平均の電気事業料率（%）の算出平均。2019年4月～2021年3月までの3年度。
 ※5：2019年度末超過利潤累積額が超過、2019年度末超過利潤が電力エナジーパートナーの超過額に算入。
 ※6：超過利潤については超過利潤（⑥）の絶対値。⑥が超過利潤かつ超過利潤が超過額に算入した場合は、超過利潤の絶対値に超過額を加算して算出する。
 ※7：超過利潤（一定水準額）は超過利潤（⑥）の絶対値。⑥が超過利潤かつ超過利潤が超過額に算入した場合は、超過利潤の絶対値に超過額を加算して算出する。
 ※8：自由化部門の収支は自由化部門の電気事業料率。

（評価の結果）

- 審査基準のステップ1「電気事業料率による基準」では、個社の直近3か年度平均の利益率が10社10か年度平均の利益率を上回る会社は、北海道電力、東北電力、東京電力E P、中部電力ミライズ、関西電力、中国電力及び沖縄電力の7社であった。
- ただし、審査基準のステップ2の「超過利潤累積額による基準」又は「自由化部門の収支による基準」に照らし、7社全てにおいて、2020年度末超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近2年連続で赤字とはなっていない。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社（九州電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となったみなし小売電気事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。
- なお、上記の結論は、関西電力で現在確認されている超過契約額（他社は該当なし）も反映して評価した結果である。

1. 5. 電気の卸取引の監視

電力・ガス取引監視等委員会は、電気の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行った。

また、四半期毎に、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定量的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表した（参照：図2021年7月～9月の報告における主要指標）。

第2図：2021年7月～9月の報告における主要指標

指標	今期の報告内容 2021年7月～9月	参考		
		前年同期 (2020年7月～9月)	2020年度 (2020年4月～2021年3月)	2019年度 (2019年4月～2020年3月)
卸電力取引所 スポット市場	入札 買入入札量前年同期対比	1.1倍	1.1倍	1.3倍
	入札 買入入札量前年同期対比	1.1倍	1.0倍	1.3倍
	約定量	923億kWh	848億kWh	3,128億kWh
	約定量前年同期対比	1.1倍	1.1倍	1.4倍
卸電力取引所 時間前市場	平均約定価格	8.2円/kWh	5.9円/kWh	11.2円/kWh
	東西市場分断発生率	33.7%	64.2%	72.7%
	約定量	1.07億kWh	1.1億kWh	4.07億kWh
	平均約定価格	8.4円/kWh	6.4円/kWh	12.4円/kWh
卸電力取引所 販売電力	販売電力量に対する割合	41.5%	40.0%	38.9%
	販売電力	2,143億kWh*2	2,167億kWh	8,164億kWh
卸電力取引所 卸電力	販売電力	476億kWh	411億kWh	1,532億kWh
	卸電力			1,285億kWh

※1 出所：電力取引所
 ※2 電力取引所は、電力において事業者の過剰の負担を減らすため、販売電力と総発電量について1～1月後日計が9月後日計前日までの実績を月分として計上することを認めて、大卒の企業は毎月計上する実態を報告しているため、実際の卸電力に対する実績は一致しない。

出典：第 68 回制度設計専門会合 事務局提出資料(2021 年 12 月 21 日)を基に電力・ガス取引監視等委員会事務局作成

電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、卸電力市場の活性化が重要である。このため、電力・ガス取引監視等委員会は、卸電力市場の活性化に向けた取組を進めた。

(1) スポット市場の監視

2020 年 12 月から 2021 年 1 月にかけて発生したスポット市場価格高騰について、7 回に渡り開催された制度設計専門会合における議論を踏まえ、分析・検討の結果を第 60 回制度設計専門会合(2021 年 4 月 27 日開催)において議論し、翌日 4 月 28 日、「2020 年度冬期スポット市場価格の高騰について」を公表した(パブリックコメントを踏まえ、2022 年 6 月 14 日改訂)。

また、2021 年 10 月以降、秋の低需要期にも関わらずスポット市場において価格高騰が発生したことを受けて、旧一般電気事業者、JERA 及び電源開発に対して、2021 年 11 月 8 日に報告徴収を実施した上で、詳細な分析を行い、第 68 回制度設計専門会合(2021 年 12 月 21 日)、第 69 回制度設計専門会合(2022 年 1 月 24 日)及び第 70 回制度設計専門会合(2022 年 2 月 18 日)にて秋から冬にかけてのスポット市場の高騰・低下の要因分析、各社のブロック入札に関する取組状況等の議論を行った。

また、上述の分析を踏まえ、さらなる情報公開の充実に向けて、日本卸電力取引所では、2022 年 1 月 26 日からスポット市場の価格感応度を、2022 年 2 月 3 日からスポット市場におけるブロック入札の入札量・約定量を継続的に公開している。

また、2020 年度冬期に発生した電力スポット市場価格高騰の検証結果を踏まえ、2021 年 6 月 29 日以降、電力スポット市場価格が 30 円以上となった場合には、旧一電及び JERA に対して入札可能量を全量市場供出していることを示すデータの提供を求め、その確認結果を速やかに電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて公開している。

(2) ベースロード市場の監視

ベースロード市場は、日本卸電力取引所に開設された市場であり、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、一般電気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させるため、2019 年度から創設された。

「ベースロード市場ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」では、ベースロード市場の目的を踏まえ、各区域における一般電気事業者等の「大規模発電事業者」は、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を上限(以下「供出上限価格」という。)として、資源エネルギー庁が算定した量(以下「供出義務量」という。)を当市場に供出することが適当とされている。また、大規模発電事業者の小売部門のベースロード電源に係る調達価格が供出価格を不当に下回っている場合には、ベースロード市場の目的が達成されないおそれがある。

こうした観点から、電力・ガス取引監視等委員会においては、ベースロード市場の受渡年度の前年度及び翌年度において、適切な量及び価格が供出されているか、問題となる入札行動がなかったか、という観点からこれまで実施されたベースロード市場のオークションに関する取引内容について、監視を行った。

監視の結果、問題となる行為は発見されていない。

監視を通じて得られた情報を基に、実態に即した事後監視を行うために検討すべき事項を電力・ガス取引監視等委員会から資源エネルギー庁に対して提案した。

これも踏まえ、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会において、今後の市場改善に向けた議論がされている。

(3) 容量市場の監視

容量市場は、発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保や、中長期的な供給力不足に対処することを目的として、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)に創設された市場である。容量市場のオークションにおいては、市場支配力を有する事業者(以下「市場支配的事業者」という。)が、正当な理由なく、稼働が決

定している電源を応札しないこと（以下「売り惜しみ」という。）又は電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（以下「価格つり上げ」という。）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある。

こうした観点から、電力・ガス取引監視等委員会においては、「容量市場における入札ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、市場支配的事業者による売り惜しみや価格つり上げの監視が期待されている。2021年10月に実施された2021年度メインオークション（対象実需給年度：2025年度）においては、2020年度オークションにおける約定価格高騰を踏まえた総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会での議論を背景として、より一層監視を厳格にするべく、応札の受付期間終了後に行う事後監視に加え、応札の受付期間開始前に事前監視を行うこととされたことから、以下のとおり、問題となる行為がなかったかどうかの観点から、事前・事後ともに監視を行った。

- ・売り惜しみの監視： ガイドラインに基づき、売り惜しみの可能性があるとして判断された電源について、そのリスト及び理由の説明を求めるとともにその裏付けとなる根拠資料の提出を求め、その合理性を確認。
- ・価格つり上げの監視： ガイドラインに基づき、監視対象となった電源について、ガイドラインに沿った適切な価格で応札されているか確認すべく、応札価格を構成する人件費や修繕費等のコスト算定方法及び算定根拠の説明を求め、事実関係を確認。

監視の結果、ガイドライン上、問題となる行為は発見されていない。

また、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会において、当該監視結果の報告を行っている。

1. 6. 卸電力取引の活性化

（1）発電・小売間の不当な内部補助防止策

「電気の経過措置料金に関する専門会合（以下、経過措置専門会合）」の取りまとめにおいて、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての

考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれについて指摘があった。

さらに、容量市場導入に当たっては、容量拠出金により収入を得る事業者（旧一般電気事業者以外も含まれる。）の発電部門から小売部門への内部補助について、同様の議論が生じることも想定される。

これらの指摘等を踏まえ、卸市場において市場支配力を有する事業者の不当な内部補助の防止策について検討を行い、電力・ガス取引監視等委員会は、2020年7月1日、旧一般電気事業者各者に対して、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うことなどのコミットメントを行うことを要請し、あわせて、コミットメントを確実に実施するための具体的な方策について、旧一般電気事業者各社から電力・ガス取引監視等委員会へ報告することも求めた。

その後、同年7月末日までに、全ての旧一般電気事業者各社から、コミットメントを行うことが表明され、またコミットメントを確実に実施するための具体的方策についても報告がなされた。コミットメントについて各社の取組状況を確認するため、社内外・グループ内外の取引単価や個別の条件についてデータの提出及び説明を受ける形式で実施し、第62回制度設計専門会合（2021年6月29日開催）及び第67回制度設計専門会合（2021年11月26日開催）においてその結果を報告した。両制度設計専門会合においては、委員より、体制面では小売部門から独立した部門が相対卸取引を行っていることを確認。また、価格面では社内・グループ内の取引価格が、社外・グループ外取引価格の平均水準よりも不当に低い事例は確認されなかった。一方、交渉機会が必ずしも内外無差別に確保されていない点、オプション価値が明確化されておらず、オプション性のある商品が必ずしも内外無差別に供されていない点、卸取引の窓口について発電部門と利害関係が必ずしも一致しているか分からない点が課題として指摘された。

これらの指摘等をふまえ、第71回制度設計専門会合

(2022年3月24日開催)において、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ取組状況を外部から確認することを可能にするため、遅くとも2023年度当初からの通年契約に向けて、①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施、②卸標準メニュー(ひな型)の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等、の取組を求めることとした。

以上の観点を含め、引き続き、旧一電各社の内外無差別な卸売のコミットメントの実施状況について定期的にフォローアップを行う。

(2) 旧一般電気事業者のスポット市場における自主的取組について

○スポット市場への売り入札における機会費用の計上

2020年12月から2021年1月のスポット市場価格の高騰を踏まえた検証に際して、燃料不足時に適切に価格シグナルを発するという観点から機会費用を反映した入札を認めることが適切である旨の指摘があった。

第66回制度設計専門会合(2021年10月22日開催)、第67回制度設計専門会合(2021年11月26日開催)において議論を行った結果、燃料制約が発生している、またはそのおそれがある場面において機会費用の考え方を織り込んだ入札を認めることは、市場参加者に対して価格シグナルを発する効果や発電事業者が限られた供給力をスポット市場に優先的に入札するインセンティブが生じ、売り切れ事象の発生や継続を抑制する効果も期待されることから、一定の必要性があると整理された。

当面の間は旧一般電気事業者が機会費用の考え方を新たに採用し、入札価格に反映した場合には直ちに電力・ガス取引監視等委員会事務局に入札価格・数量が適切であることの根拠の説明を求めることとした上で、2021年12月1日以降の取引について、スポット市場への売り入札における機会費用の計上を認めることとされた。

○限界費用における燃料価格の考え方の見直し

これまで、限界費用での余剰全量供出は旧一般電気事業者の自主的取組として位置づけられ、詳細な設定方法やその変更については、各社による一定の裁量に委ねられていた。

2020年12月から2021年1月のスポット市場価格高騰

に際して市場の売り入札のすべてが約定する売り切れ状態となり、不足インバランスを避けたい事業者が売り切れ状態の中で限られた玉を奪い合うスパイラル的高騰が発生していた。スポット市場への供出価格を在庫単価から追加的な調達単価を考慮した単価に見直した事業者については、燃料の追加調達が容易になるため、これを許容することにより、事業者の原価管理の考え方や燃料の需給状況が価格シグナルとして反映され、各社の追加調達を促す効果があると考えられる。

第66回制度設計専門会合(2021年10月22日開催)、第67回制度設計専門会合(2021年11月26日開催)において議論が行われた結果、事業者毎に会計上の在庫・原価の計算方法が異なるところ、一貫性の保たれた計算が行われることが必要であり、その旨及び開始時期について、開始1週間前までに各社HP等にて公開すること、加えて、入札後は直ちに電力・ガス取引監視等委員会事務局に報告した上で説明することを前提として、事業者が原価管理の考え方を変更し、入札価格に反映することを認めることとした。

第68回制度設計専門会合(2021年12月21日開催)において東北電力、JERA、関西電力の、第70回制度設計専門会合(2022年2月18日開催)において中国電力の、第73回制度設計専門会合(2021年5月31日開催)において北海道電力の限界費用における燃料価格の考え方が見直され、同時点において、市場価格への大きな影響は確認されていないことを報告した。

2. 送配電分野に関する取組

2. 1. 送配電事業の監視

電力・ガス取引監視等委員会は、電力の適正な取引を確保するため、一般送配電事業者の業務実施状況を監視し、託送供給等約款の不適切な運用や行為規制違反等が見られた場合には指導等を行っている。

2021年4月1日～2022年3月31日までの期間について、一般送配電事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第105条の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者(以下「一

般送配電事業者等」という。) (13社) に対して監査を実施した。

2021年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

- ・2020年12月28日に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正され、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことが明確にされた。この省令改正を受け、「託送供給等収支」の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額(委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。)の有無及び調査方法を重点的に確認した。
- ・2020年4月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事業者及び送電事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。
- ・2020年度において、託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。

2021年度において実施した監査の結果については、電気事業法第66条の12に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、8事業者に所要の指導を行った。

2. 3. 一般送配電事業者の収支状況(託送収支)の事後評価

我が国の電力システムを取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金

を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、料金制度専門会合において、託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促すべく、2020年度の託送収支や経営効率化に向けた取組等を分析・評価(全10社の状況を分析した上で、北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、四国電力送配電及び九州電力送配電の6社からヒアリングを実施)した。

この結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成12・05・29資第16号)第2(14)に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

<料金制度専門会合の取りまとめ内容>

(1) はじめに

我が国の電力システムを取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合は、託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進すべく、一般送配電事業者の収支状況等の事後評価を実施するとともに、この中で、2023年度より導入する新託送料金制度(レベニューキャップ制度)の設計・運用の参考とする観点から、各社の事業状況(経営効率化や高経年化対策等)について議論した。

なお、今回の事後評価に際しては、北海道電力NW、東北電力NW、東京電力PG、中部電力PG、四国電力送配電、九州電力送配電、送配電網協議会、東京電力HDからヒアリングを実施した。

(2) 2020年度の収支状況等の事後評価の結果概要

(ア) 託送収支の状況 (全10社)

(A) 法令に基づく事後評価

2020年度の当期超過利潤累積額について、変更認可申請命令(値下げ命令)の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった(ストック管理)。また、想定単価と実績単価の乖離率について、変更認可申請命令の発動基準となる一定の比率を超過した事業者はいなかった(フロー管理)。東京電力PGについては、2017年度収支から廃炉等負担金を踏まえて厳格な基準が適用されることとなったが、当該基準に達していなかった。

(B) 収支全体について

収入面については、節電・省エネに加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により電力需要が減少したため、北陸、沖縄を除く8社において、実績収入が想定原価(=想定収入)を下回った。特に、北海道、関西は5%以上減少となった。

費用面については、北海道、北陸、沖縄の3社において、実績費用が想定原価(=想定費用)を上回った。特に、沖縄は、人件費や他社購入電源費の増加等により、想定原価と比べ8%増と大きく増加した。

全体的な傾向としては、収入が減少又は横ばいとなる中で、総じて人件費・委託費等が維持・増加し、設備関連費が減少している。この結果、2020年度の託送収支においては、東京、中国を除く8社で当期超過利潤がマイナス(当期欠損)となった。

(C) 人件費・委託費等について

人件費・委託費等には、給料手当、システム開発に係る委託費等の費目が含まれる。

2020年度は、北海道、東京を除く8社で実績費用が想定原価を上回り、このうち、東北、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄の7社については、主に給料手当水準の差による給料手当の増加や、それに伴う厚生費の増加、分社化に伴う業務の外注化による委託費の増加等により、想定原価から10%以上上回っていた。

人件費・委託費等については、こうした上昇要因を踏まえると大幅な引下げが難しいと考えられるが、そうした状況においても引き続き効率化を追求していくべきである。

(D) 設備関連費について

設備関連費には、修繕費、減価償却費等の費目が含まれる。

2020年度は、前年度と同様、東北、沖縄を除く8社で実績費用が想定原価を下回り、このうち、北海道、東京、関西、中国、九州の5社については、主に競争的発注方法の拡大や工事効率の向上等による修繕費や減価償却費の減少により想定原価から10%以上下回っていた。ただし、想定原価における修繕費の額と実績額の乖離が各社で相当程度異なっているところ、その要因については、今後レベニューキャップ制度の審査に向けて実態の深掘りを進めていく必要がある。なお、北陸、関西、中国、九州の4社においては、減価償却方法を定率法から定額法に変更したことによる減価償却費の減少も寄与していた。各社においては、引き続き、調達合理化や点検周期の延伸化措置等によるコスト削減に取り組つても、費用削減のみを目的として、再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンス、安定供給等に必要となる設備投資が繰り延べられるようなことがあってはならない。

(イ) レベニューキャップ制度導入を見据えた取組状況 (6社)

一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることができるよう、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会において、レベニューキャップ制度の詳細設計を行い、昨年11月に本料金制度専門会合において取りまとめを行った。

レベニューキャップ制度においては、規制期間開始時に、一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。また、規制期間終了時には、事業計画の達成目標の状況の評価、規制期間中の収入上限と実績収入及び実績費用の差額を調整すること等により、翌期規制期間の収入上限の算定を行うこととしている。

今回の事後評価では、レベニューキャップ制度の導入を見据え、その運用制度の参考とする観点から、8つのヒアリング項目を設定し、6社（北海道電力NW、東北電力NW、東京電力PG、中部電力PG、四国電力送配電、九州電力送配電）からヒアリングを実施した。

(A) CAPEX設備に係る社内検討プロセス

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度のCAPEX査定の検討において、各社の投資実績などの実情確認したところ、様々な特殊要因により費用単価が大幅に高くなる案件が散見された。これら的高額案件については、各事業者が社内での適切な検討プロセスを設けることを求め、具体的には、社内検証に際して、有識者などの第三者を含める等の透明性が確保された検証体制を構築した上で、案件の必然性や、価格・物量の妥当性、価格・物量低減に向けて実施する取組の有無とその取組内容の妥当性を検証し、個別査定を行うこととしている。これを踏まえ、各社が現在行っている工事に係る社内検討プロセスや、レベニューキャップ制度の導入に向けた当該プロセスの改善事項について、確認を行った。

●ヒアリング結果

各社のCAPEX工事に係る社内プロセスを確認したところ、主に工事計画の策定プロセス、競争発注等を通じた物品、工事の調達プロセス、実際の工事プロセスに区分されており、各プロセスにおいて工事担当部署、調達担当部署等の関連部署が精査を行って、検討を進めていることが示された。また、重要性の高い工事や工事金額の大きな工事については、必要に応じて取締役会や経営会議において審議を行った上で、方針を決定していることが確認された。

また、他産業出身者や会計コンサル会社などの外部有識者の知見活用や、仕様の合理化、まとめ発注等の工夫を通じて調達コストの低減に取り組んでいることが分かった。

レベニューキャップ制度のCAPEX査定における高額案件の社内検証にあたっては、これらのプロセスをさらに高度化するとともに、透明性を確保した方法で検討を行っていくことが求められる。

(B) ステークホルダーとの協議

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度における「顧客満足度」、「デジタル化」、「安全性・環境性への配慮」の目標項目については、各社がステークホルダーとの協議を実施し、地域毎のニーズを踏まえた目標設定を行うこととされている。これを踏まえ、各社が従来からステークホルダーの間で行っている意見交換、意見収集、情報発信等の取組内容や、これらの取組を通じて業務内容を改善した事例を確認するとともに、レベニューキャップ制度の導入に向けたステークホルダーとの協議に係る現状を聴取し、実態把握を行った。

●ヒアリング結果

各事業者は、従来から意見交換やアンケート等の手法によって、顧客である発電事業者、小売事業者を始め、地方自治体や、メーカー、施工業者、消費者等の需要家より、一定の協議を行い、業務運営の改善を行っていることが示された。

これらの意見交換を通じて、停電時の情報発信の迅速化や分かりやすさの改善、再エネ事業者への契約閲覧サービスの改修等、業務改善を実施した事例も確認された。

また、レベニューキャップ制度における「顧客満足度」、「デジタル化」、「安全性・環境性への配慮」の目標については、各ステークホルダーへのアンケートや個別対話を通じてニーズに沿った目標案設定を実施するとともに、当該目標案を各社ホームページにて公表し、広く意見募集を行ったことが報告された。

ステークホルダーとの協議については、引き続き幅広く意見収集を行うとともに、必要となる業務改善を実施した上で、その結果を公表するプロセスを繰り返し行い、各事業者が顧客満足度の向上や、今後取り組んでいく投資等に対する需要家の理解の醸成に努めていくことが必要である。また、社会全体の便益に資する投資を通じて、ステークホルダーに対する価値向上を実現していく観点も踏まえ、系統利用者に限らず地域社会との対話等、幅広くコミュニケーションを行って多様なニーズを把握することを通じてステークホルダーとの協議を進めていくことが期待される。

(C) 無電柱化対応

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては無電柱化推進の

観点から、「国土交通省にて策定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること」を目標として設定することとしている。これを踏まえ、各社における無電柱化工事の計画策定や実施のプロセス、今後想定される整備距離や工事手法について、確認を行った。

●ヒアリング結果

各一般送配電事業者における無電柱化工事は、国土交通省の策定する無電柱化推進計画を踏まえ、全国的な基本方針、計画策定を行う無電柱化推進検討会議、各地方における推進計画を策定する地方ブロック無電柱化協議会、都道府県単位で具体的な工事箇所を調整する都道府県部会、道路状況等も勘案し具体的な事業実施を調整する地元協議会での検討プロセスを経て、具体的な実施箇所等の計画が策定されている。

第8期無電柱化推進計画（2021年度～2025年度）では、長期停電防止の観点から電線管理者が自らの計画を策定して実施する無電柱化を進めることが求められており、今後は電線共同溝による無電柱化工事に加えて、一般送配電事業者による単独地中化の整備距離が増加する見通しであることが示された。

また、整備を行う沿道の需要密度や交通量、工事規模や工事を行う時間帯によって工事単価が大きく変動することが示されており、レベニューキャップ制度のCAPEX査定においてもこれらの実態について、詳細な説明を求めたうえで、適切な審査、査定を行っていくことが必要である。

(D)次世代投資

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては、送配電ネットワークの次世代化を図ることを促す観点から、各事業者において効果的な次世代投資計画を策定し、国において投資プロジェクトごとに取組内容や期間、費用対効果等について確認を行うこととしている。これを踏まえ、一般送配電事業者が過去に実施した投資プロジェクトや、2023年度以降に実施を予定している投資プロジェクトやその具体的な内容について、聴取を行った。

●ヒアリング結果

各事業者において、再エネ大量導入やレジリエンス強

化を見据えた次世代ネットワークの構築に向けた取組の実施を予定していることが示された。具体的には、「脱炭素化」として、系統の有効活用や需給調整、電圧管理の高度化に向けた設備投資及びシステム投資、「レジリエンス強化」として、停電の早期解消や災害時の系統安定機能の強化に向けた設備投資及びシステム投資、「効率化・サービス向上」としてデジタル技術の活用や、スマートメーターデータの有効活用に向けた設備投資、システム投資が計画されている。

レベニューキャップ制度において、これらの取組に要する費用を収入上限に算入するにあたっては、例えばデジタル化の推進による人工削減効果等の費用便益の観点や、既存設備の高経年化対策も考慮した全体最適の観点等から効果を確認することが重要であり、取組の妥当性について、詳細な説明を求めたうえで、適切な審査、査定を行っていくことが必要である。また、次世代投資の推進にあたっては、一般送配電事業者10社の協働による研究開発の工夫や、取組の集約化を通じたコスト効率化を進めていくことも期待される。

(E)レベニューキャップ制度に対する意見・要望事項等

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度については、昨年11月に本料金制度専門会合において取りまとめを行い、2022年度に予定している申請、審査に向けた準備を行っているところである。取りまとめの内容や、足元の一般送配電事業者を取り巻く環境変化も踏まえ、レベニューキャップ制度の運用に向けた意見、要望事項等を聴取した。

●ヒアリング結果

昨年12月、資源エネルギー庁の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、「発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方について、2024年度を念頭に、2022年中を目途に結論を出す」、「電力ネットワークの増強費用等、再エネの導入拡大に伴い増大する送配電関連費用の安定的かつ確実な回収に向けて、再エネ賦課金を活用する交付金制度を通じた費用回収と、託送料金制度を通じた費用回収の在るべき姿について今後検討していく」旨の整理がなされた。この整理を受けて、事業者からは、送配電費用に係る回収の在り方が不透明な中で、収入上限の申請に向けた対応の判断が困難な状況であり、早急に議論を行っ

て、方向性を明確にして欲しいとの強い要望が寄せられた。

また、送配電工事の工事従事者が減少傾向であることや、公共工事単価等が上昇傾向にあることを踏まえ、施工力確保に向けた工事単価の引上げの必要性を考慮することや、再エネ接続申込量の多い地域特性を踏まえた目標の達成状況の評価等についても要望があった。

特に費用負担の在り方の議論については、一般送配電事業者の投資判断のみならず、託送料金水準の予見性確保の観点からも極めて重要な論点であり、早急かつ納得性のある結論が求められている。

(F) 高経年化設備更新に係る物量および投資金額の推移

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者が高経年化設備更新ガイドラインに基づき算定した設備のリスク量や、施工力も考慮した工事量の平準化を踏まえ、中長期の設備更新計画を策定し、計画的に高経年化設備更新を行うこととしている。

これを踏まえ、過去5年間における設備更新投資の実績と、今後10年間における計画を確認した。

●ヒアリング結果

各社のリスク量算定対象設備（鉄塔、架空送電線、地中ケーブル、変圧器、遮断器、コンクリート柱、架空配電線、地中配電ケーブル、柱上変圧器）における中長期（10年）の設備更新投資計画について確認をしたところ、高経年化に伴う更新物量の増加や施工力を加味した工事量の平準化により更新投資物量が増加する傾向にあった。

一般送配電事業者においては、電力広域的運営推進機関が策定した高経年化設備更新ガイドラインにのっとり、設備毎の故障確率や故障影響度を考慮したリスク評価を行うアセットマネジメントシステムを導入し、高経年化に伴う更新物量の増加や施工力の平準化を加味して中長期の設備投資計画を策定することで、工事物量の平準化やコスト最適化を図りながら、合理的な設備投資を行うことが求められる。

(G) 経営効率化に向けた取組状況

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度導入後においても同様に、一般送配電事業者は託送料金の低廉化を促進すべく、不断

な経営効率化に取り組む必要があることから、調達の工夫や、工法の工夫等の各社の取組状況を確認した。

●ヒアリング結果

各社における経営効率化の取組状況を確認したところ、物量と単価の両面から費用を抑えるという基本的な考えが示され、多くの事業者が経営層直轄の効率化推進に向けた会議体を設置し、全社的に効率化、生産性向上に取り組んでいることが確認された。

その具体的な取組としては、

- ・資材調達方法の工夫や仕様統一化を通じた投資単価の効率化
- ・デジタル技術を活用した点検業務の自動化や、書類作成業務の効率化
- ・他社の効率化事例の積極的な採用

などの効率化取組が多く紹介された。こうした各社の費用削減に向けた取組はコスト効率化の観点から一定の評価ができ、一般送配電事業者においては、今回紹介された新たな取組事例も参考に、更なる効率化やコスト削減に向けて様々な取組を進めていくことを期待する。

今後、再生可能エネルギー電源等の系統連系ニーズの増加や高経年化への対応など、送配電設備に関する費用上昇が見込まれる。また、レベニューキャップ制度においては事業者の効率化により生じた利益の50%を翌規制期間に持ち越すことができるとされており、効率化インセンティブが働く制度としている。これらを踏まえて、一般送配電事業者においては、公共性のある財・サービスの提供を独占的に担う立場から、中長期的なコスト削減目標を掲げて、効率化に向けた自社の対応や取組の全体像を具体的かつ定量的に説明していくことが期待される。

(H) レベニューキャップ制度における設定目標に対する取組

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者が社会的便益の最大化を目指す観点から一定期間に達成すべき目標項目を設定している。各目標項目における一般送配電事業者の現在の取組について、聴取し、実態把握を行った。

●ヒアリング結果

「安定供給」の指標の1つである停電対応については、

設備の耐震性向上、早期復旧に向けた移動式変電所や電源車の確保、停電情報の発信強化等の取組を行っていることが確認された。また、災害時連携計画に基づき、10社共同訓練や仮復旧工法の実効性を確認したとの紹介があった。一般送配電事業者においては、災害時における電力の早期復旧を果たすことはもちろん重要であるが、設備の仕様統一化にも並行して取り組むことが求められる。

「再エネ導入拡大」については、今後増加する再エネ電源の早期かつ着実な連系に向けて、接続検討期間短縮に向けた業務効率化の推進や、関連部署間の連携強化、工程管理システムの活用といった取組が紹介された。

「サービスレベルの向上」に向けては、誤算定、誤通知の防止に向けて、スマートメーター化の確実な実施や、算定プロセスのシステム化といった取組が紹介された。

「広域化」に向けては、架空送電線、ガス遮断器、地中ケーブル、変圧器、コンクリート柱の一部仕様について、全10社による仕様統一化に向けた調整が完了したこと、さらに、今後鉄塔、電線、ケーブル、変圧器のその他仕様についても、仕様統一に向けた検討を進めていることが報告された。

「デジタル化」に向けては、ドローンやロボットを活用した設備点検等による業務効率化、サイバーセキュリティの強化、配電系統の電圧維持に向けたセンサー内蔵開閉器の導入を進めていることなどが紹介された。

「安全性・環境性への配慮」については、公衆災害防止や労働災害低減による安全性向上に向けた取組や、業務車両の電動化や、送電ロスの低減によるCO₂排出量の低減に向けた取組が紹介された。

以上のことから、レベニューキャップ制度において設定する各種目標に対して、現時点において、各社ともに、問題意識をもって主体的に取り組んでいることが確認できた。

(3) 送配電網協議会における取組状況

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度の取りまとめにおいては、第2規制期間に向けて検討を深めるべき事項として、「停電時間のデータ採録範囲の拡大」や「OPEX査定にお

ける各事業者の費用計上方法の統一」、「CAPEX査定重回帰分析における適切な説明変数の採用」等が挙げられており、これらについては、各事業者における現状の課題を整理した上で、第2規制期間に向けた対応を進めていく必要がある。これらの取組は10社で連携をして進めていくことが必要であり、その主導的な役割を担う送配電網協議会より現状の課題と今後のアクションプランについて、報告を求めた。

●ヒアリング結果

「停電時間のデータ採録範囲の拡大」について、第1規制期間は全社のデータ採録が可能な低圧電灯需要家のみを対象としているが、第2規制期間に向けては全ての需要家における停電量を目標として設定するため、特別高圧、高圧、低圧（電力）需要家の停電時間の採録を行う必要がある。まずは、各社システム改修規模の精査や、外生、内生要因分類の統一を行った上で、新たな10社共通の採録定義に基づき、第2規制期間に向けてデータを蓄積していく方針が示された。

「OPEX査定における各事業者の費用計上方法の統一」について、各社間で計上方法に相違がある費目の洗い出しを行った上で、当該費目について対象が特定できるよう経理データへのコード付与等を行う取組例が示された。これにより、統計査定に用いる各社データの範囲が統一され、より精緻な統計査定を実施することが期待される。

「CAPEX査定重回帰分析における適切な説明変数の採用」について、費用差の要因分析や、追加説明変数の検討を行った上で、データの採録を開始し、それらのデータを用いた重回帰分析の試算を通じて、有効性を確認するPDCAサイクルを回していく方針が示された。

これらの取組について、送配電網協議会と各一般送配電事業者10社が連携して検討を深めるとともに、その検討結果について国とも議論を行って、適切に第2規制期間におけるレベニューキャップ制度に反映していくことが重要である。また、これらの取組に当たっては、レベニューキャップ制度に必要なデータ採録のみに留まることなく、例えば停電時間であれば、設備故障リスクとコストの最適化の議論に資するデータ採録の観点も踏まえて検討を進めていくこと等が必要である。

(4) おわりに

今回の事後評価等の結果を踏まえ、①一般送配電事業者においては、電力需要が伸び悩む傾向の中でも、再生可能エネルギーの拡大や安定供給の確保など、将来に向けた投資をしっかりと行うと同時に、更なるコスト削減を促進することが重要となる。また、②資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会においては、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再生可能エネルギー主力電源化やレジリエンス強化等を図ることができるよう、レベニューキャップ制度を運用していく。

2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

(1) 調整力公募等の結果及び調整力の運用状況の監視と情報公表

一般送配電事業者による調整力の公募調達は、発電事業者等の競争の結果として、コスト効率的な調整力の調達や電力市場全体としての調整力の増大を実現するための仕組みである。しかしながら、現状、調整力として提供可能な旧一般電気事業者以外が保有する電源等が多く存在しているとは言い難く、このような状況を改善し、競争を促進していくためには、公募調達が透明性をもって行われるとともに、潜在的な応札者に対して適切な情報提供を行うことで、発電事業者等の入札参加への円滑化と拡大を図ることが必要である。

このため、電力・ガス取引監視等委員会は、調整力公募調達結果を分析し、旧一般電気事業者の入札行動に問題となる点がないか、また、一般送配電事業者による調整力の運用が、容量(kW) 価格や電力量(kWh) 価格に基づき適切に運用されているか監視を行った。

以上の調整力の公募調達結果及び調整力の運用状況(調整力の電力量価格及び電力量) について、制度設計専門会合にて検討するとともに、電力・ガス取引監視等委員会のホームページに公表した。

(2) 三次調整力の調達における連系線確保量の上限を設定

2021年度から開設された需給調整市場では、当初は一部商品(三次調整力②) のみの取引が行われ、2022年度以

降、段階的に商品が拡充する。地域間連系線を活用して調整力の広域調達を行うにあたっては、調整力の広域調達の影響と卸電力市場への影響とのバランスを考慮して、卸電力市場向けの連系線確保量を取引開始前に設定することにより、三次調整力の調達における連系線容量の上限を設ける必要がある。

2021年度から取引が開始された三次調整力②については、第61・63回制度設計専門会合(2021年5月及び7月) において、市場開始前に設定した時間前市場向け連系線確保量(α) に関し、市場開始後の実績に基づいて修正を行った。

また、第70回制度設計専門会合(2022年2月) では、2022年度から取引が開始される三次調整力①の連系線確保量の考え方を議論し、広域調達による三次調整力①への影響と卸電力市場(スポット市場及び時間前市場) への影響について、両者の経済メリット等を評価して、社会コストが最小となるような三次調整力①の連系線確保量(β) を整理した。

(3) 2020年度冬季の需給ひっ迫を踏まえた調整力の調達・運用の改善等について

2020年度冬季の需給ひっ迫を受けて、一般送配電事業者における当該期間の系統運用の状況やインバランス収支の状況等を調査、分析するため、電力・ガス取引監視等委員会は、2021年2月に一般送配電事業者に対し報告徴収を実施した。調査結果等については、第57回～第59回制度設計専門会合(2021年3月及び4月) で報告し、今後検討すべき課題等を整理した。その後、2021年4月の制度設計専門会合において、インバランス収支の過不足については、託送料金等により広く系統利用者に還元・調整することなどを資源エネルギー庁に提言した。また、2021年5月から7月の制度設計専門会合において、継続的なkWh不足に対応するための調整力の調達方法や燃料不足が懸念される場合における調整力kWh 価格の機会費用の考え方、燃料不足時において一般送配電事業者が発電事業者(調整力契約者) の設定した燃料制約を超過して調整力の稼働指令を行うことについての小売事業者の供給力確保義務と一般送配電事業者の周波数維持義務の責任と役割の在り方について、議論した。

さらに、2021年4月に電力広域的運営推進機関が行っ

た冬季の需給見通しにおいて、東京エリアの2022年1月及び2月の予備率が3%を下回る見込みであるという分析結果を受けて、資源エネルギー庁では調整力公募の仕組みを活用した追加の供給力確保策を検討し、第37回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2021年7月）において公募概要が整理された。この結果を受けて、第63回制度設計専門会合（2021年7月）において、公募における入札価格の考え方等を整理した。

（4）需給調整市場の創設

一般送配電事業者が電力供給区域の周波数制御、需給バランス調整を行うために必要な調整力を調達するに当たっては、特定電源への優遇や過大なコスト負担を回避しつつ、実運用に必要な量の調整力を確保することが重要となる。

このような観点から、一般送配電事業者による調整力の公募が2016年から実施されることとなり、ディマンドリスポンス（DR）等の調整力も調達されるようになっている。

電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめにおいては、今後、公募結果を踏まえつつ、需給調整市場の詳細設計を行い、一般送配電事業者が調整力を市場で調達・取引できる環境を整備することが適当であるとされた。また、電力システム改革専門委員会報告書においても、系統運用者が供給力を市場からの調達や入札等で確保した上で、その価格に基づきリアルタイムでの需給調整・周波数調整に利用するメカニズムを送配電部門の一層の中立化に伴い導入することが適当であると記載されている。

諸外国においても、需給調整市場を開設し、調整力を市場の仕組みを活用して前週や直前に調達している。同時に、欧米においては需給調整の広域化にも取り組んでおり、例えば欧州は卸電力市場の広域統合から需給調整市場の広域統合へと、ルール・プラットフォームの整備を進めている。

我が国においても、再エネの導入が進む中で、調整力を効率的に確保していくことは重要な課題である。調整力公募は一部の調整力を除き各エリアの一般送配電事業者がエリア内の調整力のみを調達しているが、効率的に調整力

を調達するためには、エリアを超えて広域的に調整力を確保することも課題となっている。他方で、各一般送配電事業者のシステムは、現状において、広域的な調整力の市場調達やその運用を前提として構築されておらず、こうしたシステムの改修や、実運用の変更を、日々の需給調整に支障を生じさせない形で行うためには、ルール検討やシステム構築を慎重に行っていく必要がある。

現在、資源エネルギー庁の制度検討作業部会や広域機関の委員会において、需給調整市場の詳細設計が進められており、2021年からは再生可能エネルギー予測誤差に対応する調整力が、2024年までには全ての調整力が需給調整市場を通じた調達に切り替わる予定である。また各一般送配電事業者のシステム改修に向けた検討や調整力の広域運用に向けた準備も並行して進められている。

（ア）調整力の広域調達に必要な地域間連系線の容量確保の検討

2021年度から需給調整市場を通じた調整力の広域調達が開始されると、調達された調整力が確実に活用できるよう事前に地域間連系線の容量を確保する必要性が生じる。

そこで、電力・ガス取引監視等委員会では、2021年3月の制度設計専門会合において、2021年度から取引が開始される再生可能エネルギー予測誤差に対応する調整力の広域調達に係る地域間連系線の確保量について議論を行い、2021年度における当該調整力の地域間連系線の確保上限量を決定した。

（イ）需給調整市場の監視及び価格規律の在り方の検討

需給調整市場における競争が十分でない場合、市場支配力を有する事業者が市場支配力を行使し、不当に高い入札価格等を設定することにより、不当な利益を得るといったことが起こり得る。こうしたことを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会では、制度設計専門会合において、2019年12月から2020年12月まで8回にわたり需給調整市場の監視及び価格規律の在り方について議論を積み重ね、2020年12月に「需給調整市場において適正な取引を確保するための措置について」を取りまとめた。

この取りまとめでは、需給調整市場において不適正な取引を防止するため、電気事業法に基づく業務改善命令等の事後的な措置を講ずることに加え、市場支配力を有する可

能性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを要請する事前的措置を講ずることとされた。このため、電力・ガス取引監視等委員会は、2021年3月に「適正な電力取引についての指針」の改定及び「需給調整市場ガイドライン」の制定について、経済産業大臣に対して建議を行った。それらを踏まえ、2021年3月30日、「適正な電力取引についての指針」の改定及び「需給調整市場ガイドライン」の制定が行われた。

2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視及び2022年以降のインバランス料金制度の詳細設計

(1) インバランス料金制度の運用状況の監視

計画値同時同量制度において、小売電気事業者と発電事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとにそれぞれ需要と発電の計画を策定することとなっている。これらの計画と実績のずれ（インバランス）については、一般送配電事業者が発電事業者等から公募により調達した電源等（2021年度からは需給調整市場での調達が開始される）を用いて調整を行い、その費用については、小売電気事業者と発電事業者からインバランス料金として回収する。このように、インバランス料金は実需給における電気の過不足の精算価格となっているが、同時に卸電力取引における価格シグナルのベースにもなっている。

このため、電力・ガス取引監視等委員会では、インバランス料金の動きを監視し、合理的でないと考えられる価格になった場合には、その原因等を分析した。

(2) 2022年以降のインバランス料金制度の詳細設計

2022年度から開始される新たなインバランス料金制度について、第65～68回制度設計専門会合（2021年10月～12月）において検討を行い、卸電力市場価格補正（P補正）の廃止、電源Ⅰの長時間発動時のインバランス料金、kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入等を整理し、2021年12月に中間取りまとめの改定を実施した。

2. 6. 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度・発電側課金）の詳細設計

(1) 新たな託送料金制度の詳細設計

第201回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正

する法律」が成立し、新たな託送料金制度（収入上限を定期的に承認し、その範囲内で託送料金を設定するレベニューキャップ制度）が2023年度より導入されることとなった。

新たな託送料金制度の詳細設計については、託送料金審査や事後評価を通じて専門的な知見を有する電力・ガス取引監視等委員会が積極的に関与していくことが必要であるとの観点から、2020年7月に開催された総合資源エネルギー調査会持続可能な電力システム構築小委員会において、電力・ガス取引監視等委員会と資源エネルギー庁が連携して行うものとされた。それを踏まえ、経過措置が講じられている電気の小売規制料金、託送料金の審査等をとする場として設置された料金審査専門会合を、料金制度専門会合に改組し、2020年7月より託送料金制度の詳細設計の議論を開始した。また、専門性の高い詳細な論点を議論するため、2021年1月に料金制度専門会合の下に料金制度ワーキング・グループを設置し、検討を行ってきた。料金制度専門会合を計8回、料金制度ワーキング・グループを計6回開催し、2021年11月までに制度設計の詳細検討を完了し、中間取りまとめを行った。その後も継続議論とされた論点や制度に係る指針案について料金制度専門会合で計2回議論を行った。引き続き、残る論点について議論を深めていくほか、制度導入に伴い必要となる法令の整備や各一般送配電事業者の収入の見通しに係る検証及び審査を進めていく予定。

(2) 発電側課金の検討

発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、2015年秋以降、電力・ガス取引監視等委員会に設置した制度設計専門会合（第41回～46回）及び、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ（第1回～13回）で議論を進めてきた。

審議会での議論を踏まえ、①系統に接続している電源すべてについて、電源種別・事業属性等にかかわらず、kW単位で課金すること、②立地地点に応じた割引制度の導入など発電側課金の骨子を整理し、2018年6月、中間取りま

とめとして公表の後、経済産業大臣に対して建議を行った。その後、2019年9月に開催された制度設計専門会合において、発電側課金を2023年度に導入することを目指すこととし、制度の詳細論点の検討を進めていたところ、2020年7月に経済産業大臣から、再エネの効率的な導入を促進するため、基幹送電線利用ルールの抜本的な見直しを行う方針が示されたことを踏まえ、今後、発電側課金についても、それと整合的な仕組みとなるよう、見直しを進めることとなった。

このため、2020年12月に開催された制度設計専門会合において、発電側課金の見直しに関する検討を開始した。事業者団体からのヒアリングを始め、様々な御意見を伺いながら、基幹送電線利用ルールの見直しと整合的な仕組みとなるよう、以下のとおり、(ア)kW課金の見直し(kWh課金の一部導入)、(イ)割引制度の拡充等について検討した。

(ア)kW課金の見直し(kWh課金の一部導入)

- ・基幹送電線利用ルールの抜本見直しを踏まえると、今後、基幹系統の設備形成は、契約kWに加え、設備の利用状況(kWh)も考慮した費用対便益評価に基づいて行われることを踏まえ、新たにkWh課金を導入する。
- ・kW課金とkWh課金の比率は、再エネ大量導入による混雑系統の増加を踏まえた設備増強、送電線利用ルールの抜本見直しの特別高圧系統への適用拡大など、将来の状況を先行的に考慮して、kWh課金の比率の上積みを行うとの考え方の下、まずは1:1で始める。

(イ)割引制度の拡充

- ・基幹送電線の利用ルールの抜本見直しに伴い、系統混雑を前提とした系統利用が想定される中、発電側課金が送配電設備の整備費用に与える影響に応じた負担を求め、電源立地の最適化に必要な価格シグナルを出すことが更に重要となる。このため、基幹系統・特別高圧系統の双方に悪影響を与えないとみなされる電源に対する割引額を拡充する。
- ・また、今回の見直しを契機に、系統に与える影響に応じた課金を徹底することとし、割引区分の新設及び、割引地域を拡充する。

2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、発電側課金については、その円滑な導入に向けて、

導入の可否を含めて引き続き検討を進めることとされた。

こうした状況を踏まえ、第38回総合エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2021年12月)において、再エネ電源に対する発電側課金の在り方やその負担調整の在り方、更には送配電関連費用の安定的かつ確実な回収に向けて再エネ賦課金や新たな託送料金制度を通じた費用回収のあるべき姿について、改めて整理する必要があるとして、発電側課金の2023年度の導入の見送りを決定し、2024年度を念頭に、できる限り早期の実現に向けて、発電側課金も含めた送配電関連の費用回収の在り方に関する議論を関係審議会等で進め、2022年中を目途に結論を得ることとされた。

2. 7. 配電事業者に係る行為規制の詳細についての検討

「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第49号)上、ネットワーク事業を担う配電事業者について一般送配電事業者同様に中立性を確保する必要があるため、一般送配電事業者に係る行為規制に関する規定が配電事業者に全て準用されており、行為規制の詳細は経済産業省令に定めることとされている。

そこで、委員会は、制度設計専門会合において、配電事業者等にかかる行為規制の詳細について検討を行い、第61回制度設計専門会合(2021年5月)において「配電事業者に係る行為規制の詳細について(取りまとめ)」のとおろし、その内容を取りまとめた(詳細は参考資料9を参照)。その後、委員会は、2021年6月14日に、それらの内容を踏まえ経済産業省令等を改正することに関して経済産業大臣に建議した。

それを踏まえ、「電気事業法施行規則」及び「適正な電力取引についての指針」の改正案についてパブリックコメントが実施され、2022年4月1日に改正された。

<制度設計専門会合取りまとめ内容>(抜粋)

(1) 取締役等及び従業者の兼職に関する規律の詳細

- (ア) 取締役等の兼職禁止の例外について具体的に規定
- (イ) 兼職禁止の対象となる従業者の範囲を具体的に規定

(2) 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

(ア) 配電事業者及びグループ内の発電・小売事業者等については、お互いが同一視されるおそれのある社名、商標を用いることを原則禁止とする

(イ) 配電事業者が、グループ内の発電・小売事業者等の事業活動を有利にする広告、宣伝その他の営業行為を行うことを禁止とする

(3) グループ内での取引に関する規律の詳細

取引規制の対象となる配電事業者と「特殊の関係のある者」を具体的に規定

(4) 業務の受委託の禁止の例外

(ア) 配電事業者がその特定関係事業者及びその子会社等に例外的に託送業務等を委託することができる要件

(イ) 配電事業者がその特定関係事業者から発電・小売業務等を例外的に受託することができる要件

(5) 情報の適正な管理のための体制整備等

(ア) 配電事業者と発電・小売事業者等とが建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと

(イ) 配電事業者は、自らの託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を行うこと

(ウ) 内部規程の整備、従業員等の研修・管理などの法令遵守計画を策定し、その計画を実施すること等

※一部の項目においては、一定の条件に該当する配電事業者に限る

3. ガスの小売市場・卸市場に関する取組

3. 1. ガス市場における競争状況

2021年3月末現在でガス小売事業者は1,365事業者が登録されており、このうち、新たに登録された事業者(以下「新規小売」という)は9社となっている。また、2022年3月のガス総販売量38.4億m³のうち、新規小売の販売量は7.0億m³となっており、約18%を占めている(参照: 図 ガス小売事業者の総販売量(需要種・エリア別)・図 上記のうち新規小売のガス販売量(需要種・エリア別))。

第3図: ガス小売事業者の総販売量(需要種・エリア別)

地域	総販売量(千m ³ ・標準熱量45MJ換算)				地域計	需要種別の販売量の割合				地域計
	家庭用	商業用	工業用	その他		家庭用	商業用	工業用	その他	
北海道	40,198	24,583	16,593	19,885	101,259	39.7%	24.3%	16.4%	19.6%	100.0%
東北	24,122	8,827	73,492	12,919	119,360	20.2%	7.4%	61.6%	10.8%	100.0%
関東	629,732	177,488	1,006,354	141,776	1,955,350	32.2%	9.1%	51.5%	7.2%	100.0%
中部・北陸	114,943	29,548	273,440	31,661	449,592	25.6%	5.7%	61.4%	7.1%	100.0%
近畿	305,940	87,239	427,128	64,101	884,408	35.4%	7.8%	49.4%	7.4%	100.0%
中国・四国	30,948	8,952	84,578	13,746	138,224	22.4%	6.5%	61.2%	9.9%	100.0%
九州・沖縄	43,859	12,774	59,893	16,391	132,917	32.9%	9.6%	45.1%	12.3%	100.0%
その他	0	117	80,281	0	80,498	0.0%	0.1%	99.9%	0.0%	100.0%
全国計	1,189,548	329,529	2,021,858	300,463	3,837,419	31.0%	8.5%	52.7%	7.8%	100.0%

第4図: 上記のうち新規小売のガス販売量(需要種・エリア別)

地域	新規小売の販売量(千m ³ ・標準熱量45MJ換算)				地域計	総販売量における新規小売の販売量の割合				地域計
	家庭用	商業用	工業用	その他		家庭用	商業用	工業用	その他	
北海道	700	3	5,246	1	5,950	1.7%	0.0%	31.6%	0.0%	5.9%
東北	77	159	51,742	70	52,048	0.3%	1.8%	70.4%	0.5%	43.6%
関東	84,057	12,488	202,429	13,080	312,053	13.3%	7.0%	20.1%	9.2%	16.0%
中部・北陸	19,841	1,954	29,175	2,082	53,052	17.3%	7.6%	10.7%	6.6%	11.9%
近畿	59,612	10,252	68,220	13,863	151,950	19.5%	15.2%	16.0%	21.8%	17.6%
中国・四国	0	0	7,023	0	7,024	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	5.1%
九州・沖縄	10,304	2,315	21,428	5,188	39,235	24.1%	18.1%	35.8%	31.7%	29.7%
その他	0	117	80,281	0	80,498	-	100.0%	100.0%	-	100.0%
全国計	174,792	27,268	485,842	34,284	701,987	14.7%	8.4%	23.0%	11.4%	18.2%

※2022年3月ガス取引報

3. 2. ガス小売取引の監視及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査

2017年4月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、電力・ガス取引監視等委員会は、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・事業者の営業活動の監視などを行い、必要に応じて、ガス事業法上問題となる事業者に対して指導等を行っている。また、相談窓口などに寄せられた不適切な営業活動などについて、事実関係の確認や指導を行っている。

2017年4月にガスの小売全面自由化を実施した際、競争が不十分であると認められた地域については、小売規制料金(「経過措置料金」)を存続させることとされた。

電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第45条の2の規定に基づき、経過措置料金規制の対象である旧一般ガスみなしガス小売事業者(9社)に対して監査を実施した。

2021年度において実施した監査の結果については、改正法附則第37条第1項の規定に基づく旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する勧告及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項

は認められなかった。なお、指導の対象となる事業者もいなかった。

3. 3. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価及び特別な事後監視

(1) 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

2021年11月、経済産業大臣及び経済産業局長からの意見聴取を受けて、料金制度専門会合において、原価算定期間が終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者6社（東邦ガス、京葉ガス、京和ガス、日本ガス、河内長野ガス及び南海ガス）について電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号。以下、「審査基準」という。）第2（8）④に基づく評価及び確認を行い、2021年11月、以下のとおり取りまとめた（参照：図 審査基準の適用結果）。

これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣及び経済産業局長に対し、審査基準第2（8）④に照らし、経過措置が講じられているガスの小売規制料金の値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答した。

○料金制度専門会合の取りまとめ(2021年11月)

第5図：審査基準の適用結果

● 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者6社（熱海ガス（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：熱海ガスは、原価算定期間（2021年1月～2023年12月）が終了していないため事後評価の対象外。

審査基準（ステップ1・2）の評価結果	本業所管		経産局所管（旧所管所管）				7社
	3月決算	12月決算	3月決算	3月決算	3月決算	3月決算	
ステップ1 高度	A 供給部門のガス事業利益率による審査						
20年度平均①：②	△7.1%	0.0%	4.0%	△14.1%	△1.8%	△5.9%	-
7社10か年度平均③	-	-	-	-	-	-	0.9%
7社10か年度の平均を上回っているか（①>③か）	NO	NO	YES	NO	NO	NO	-
ステップ2 高度	B 供給部門の経産局利益率による審査						
2019年度末経産局利益率④	-	-	95	-	-	-	-
2020年度末経産局利益率⑤	-	-	△3	-	-	-	-
2020年度末経産局利益率⑥=④+⑤	-	-	92	-	-	-	-
一定水準額（事業所管部門は未定額）⑦	-	-	≥3	194	-	-	-
一定水準額を上回っているか（⑥>⑦か）	-	-	NO	-	-	-	-
C 自由化部門の収支（※4）による審査							
2019年度⑧	-	-	+109	-	-	-	-
2020年度⑨	-	-	+243	-	-	-	-
2年連続赤字となっているか（⑧<0かつ⑨<0か）	-	-	NO	-	-	-	-
評価結果	審査対象となる事業者の有無（※1）	NO	NO	NO	NO	NO	NO

※2：本所管の供給部門のガス事業利益率（%）の算出平均
 ※3：一定水準額として規定された利益率を超過していない事業所管部門の平均利益率（過去5年平均）を指す
 ※4：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業利益

(評価の結果)

- 審査基準のステップ1の「ガス事業利益率による基準」については、個社の直近3か年度平均の利益率が7社10か年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガスの1社であった。
- ただし、審査基準のステップ2の「超過利潤累積額による基準」又は「自由化部門の収支による基準」に照らすと、京和ガスは、2020年度末超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近2年連続で赤字とはなっていない。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者6社（熱海ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

(結論)

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった旧一般ガスみなしガス小売事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

(2) ガス小売料金の特別な事後監視

第29回総合エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（2016年2月）において、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガス利用率が50%を超える事業者については、特別な事後監視として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われまいよう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における1か月のガス使用量を前提としたガス料金）を、3年間監視することと整理されている。

上記の整理を踏まえ、委員会においてはこれらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。この結果、2021年4月～2022年3月においては、1事業者に対し、次の内容の文書指導を行った。

○文書指導の概要

(ア) ガス小売事業者A社へ行った指導（2022年2月）

A社の料金改定は、合理的でない値上げに該当するおそれがあると判断し、A社へのヒアリング等を実施していたところ、A社から料金を値上げ前の水準に戻し、それまでの差額分も需要家へ返金したい旨の説明を受けた。このため、A社に対して、需要家への差額分の返金及び事前説明等について適切に対応するように指導した。

(3) ガス小売経過措置料金規制に係る供給区域等の指定の解除について

2017年4月のガス小売全面自由化後、ガス小売事業者の料金設定は原則自由とされたが、事業者間の適正な競争関係が認められない等により使用者の利益保護の必要性が特に高い場合に、経過措置として、経済産業大臣が指定した供給区域等においては小売料金規制が存置されてい

る（指定旧供給区域等の指定）。

2020年11月11日、旧一般ガスみなしガス小売事業者である東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社に係る上記指定の解除に関し必要と考えられる事項について、経済産業大臣から当委員会に対し意見の求めがあったところ、2020年12月21日、電力・ガス取引監視等委員会において、経済産業大臣への意見回答内容につき審議された。

同委員会での審議の結果、指定解除に当たっては、次の環境整備が必要とされた：①卸取引所が開設されていないといったガスの卸取引市場の現状や、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域における他のガス小売事業者の実情を踏まえると、これらの区域における他のガス小売事業者に必要な供給余力が確保されていると判断するためには、将来にわたり、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できる環境が整備されていること、②東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域については、他燃料との競合のみでは指定解除要件を満たしておらず、当該区域の都市ガス利用率が50%を超えている状況を踏まえると、将来にわたって適正な競争関係が確保されるためには、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境が整備されていること。

したがって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除を行うためには、当該区域の旧一般ガスみなしガス小売事業者から、次の意思表示がなされている必要があるものとされた。

- ・他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- ・他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- ・「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支

援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

2021年1月12日、電力・ガス取引監視等委員会は経済産業大臣に対し、上記の審議結果のとおり意見を回答した。

4. ガス導管分野に関する取組

4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視

電力・ガス取引監視等委員会は、ガスの適正な取引を確保するため、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況を監視し、託送供給約款の不適切な運用等が見られた場合には指導等を行っている。

2021年4月1日～2022年3月31日までの期間について、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査

電力・ガス取引監視等委員会は、ガス事業法第170条の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（256社）に対して監査を実施した。

2021年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

- ・2020年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項があったことから、2020年度に引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- ・2020年度監査において指摘事項はなかったが、実務の標準的な手続きを明確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」による運用が定着しているかを判断するため、2020年度に引き続き、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルにのっとりスイッチング業務を実施しているかなど「託

送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

2021 年度において実施した監査の結果については、ガス事業法第 178 条第 1 項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告及びガス事業法第 179 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、57 事業者に所要の指導を行った。

4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた者を除く。以下、本項目において「ガス導管事業者」という。）は、事業年度毎に託送収支計算書を作成・公表することとされており、その超過利潤累積額が一定額を超過した場合又は乖離率がマイナス 5 % を超過した場合には、経済産業大臣が託送料金の値下げ申請を命令できるとされている。このため、2021 年 11 月 1 日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の 2020 年度収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会宛てに意見の求めがあった。これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価を行い、2022 年 2 月、その結果を取りまとめた。

この結果、事後評価の対象事業者 147 者のうち 6 者（うち 1 事業者においては、2 地区）（東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力）については、2020 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。また、6 者（釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス、大分ガス）については、2020 年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス 5 % を超過していた。これらの事業者のうち、2021 年 12 月末日又は 2022 年 3 月末日が料金改定の期日とされていた事業者については、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とした 2 者（想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス 5 % を超過した事業者のうち、福山ガス及び広島ガス）を除き、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、

経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である旨、委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見を回答した。

なお、2021 年 12 月末日又は 2022 年 3 月末日が料金改定の期日とされていた事業者については、託送料金の改定の届出が行われたことを確認した。

5. その他

5. 1. 広報/消費者対策

電力の小売全面自由化開始後も、消費者が正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要である。

こうした意識のもと、電力・ガス取引監視等委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

また、昨年度に引き続き、消費者保護強化のため、電力・ガス取引監視等委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

また、電力・ガス取引監視等委員会相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に応じており、2020 年度の相談件数は電気・ガス合わせて 2,572 件であった。

5. 2. 国際的な取組

電力・ガス取引監視等委員会では、海外のエネルギー規制機関と連携し、世界のエネルギー市場や制度に関する情報収集に努めている。

2020 年 8 月にはアジア太平洋エネルギー規制者会合（Asia Pacific Energy Regulators Forum）の特別会合がオンラインで開催され、コロナ禍における各国のエネルギー需給状況や規制機関による対策・課題等について意見交換・情報収集を行った。

5. 3. 電力・ガス取引監視等委員会の検証

電力・ガス取引監視等委員会の設立から約 5 年が経過する中、多数の事業者が電力・ガス市場に新たな参入し、2020 年 4 月には発送電分離が実現するなど、電力・ガス取引監視等委員会を巡る状況は大きく変化している。また、先の第 201 回通常国会においては、2019 年の台風第十五号等

による大規模かつ長期間の停電等を踏まえ、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、これによって電力・ガス取引監視等委員会の業務に新たな託送料金制度や配電事業制度に係る業務が追加された。さらに、同法案の国会審議においては、関西電力におけるコンプライアンス違反事案等を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の組織の在り方についても議論があった。

これらの状況を踏まえ、2020年8月から11月にわたって4回の電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合を開催した。また、2020年11月に検証結果の取りまとめを行った。

(検証事項)

- ・電力・ガスシステム改革の現状
- ・これまでの電力・ガス取引監視等委員会の活動、電力・ガス取引監視等委員会が果たしてきた役割
- ・今後電力・ガス取引監視等委員会が注力すべき課題
- ・課題に取り組むための電力・ガス取引監視等委員会の組織の在り方等

<検証結果の取りまとめ内容> (抜粋)

(1) 組織の在り方等についての評価

電力・ガス取引監視等委員会(以下、電取委)は、必要に応じ、法に基づく報告徴収を行うなどにより、電力及びガスの取引の実情を把握・分析し、問題となる行為等があった場合には、事業者に対し是正措置や再発防止を講じるよう勧告を行うなどの措置を講じている。これまでのところ、電取委は必要な取組を中立的かつ適切に講じており、また、それらによって事業者の問題となる行動は是正されており、効果を上げていると言える。さらに、電取委がこれらの措置を講じるにあたって、意図していた措置が実施できない等の不都合が生じているといった事象は生じていないと考えられる。

また、これまで電取委は、経済産業大臣に23件の建議を行うなど、制度改正等についての提言も積極的に行っており、電取委がこうした取組を進めることが妨げられているといった事象は発生していないと言える。また、建議したものも、そのほぼ全て(23件中21件)が制度改正に結びつき、残りも現在制度化に向けた作業中であり、提言の実効性という観点からも、特に問題は

生じていないと言える。

さらに、委員長自身も、これまで電取委が行ってきた建議等の意思決定において電取委の中立性・独立性が侵されたことはないとしている。

このように、これまで、電取委は期待された役割を適切に果たしてきていると評価され、またその活動が制限されるといったことは生じておらず、さらに、その意思決定において中立性・独立性が侵されたことはないと考えられる。こうしたことから、電取委の現行の法的位置づけや委員の任命の在り方等に問題はないと評価できる。

なお、関西電力の事案に対する電取委の対応に関連して、電取委の独立性が十分に確保されていないのではないかという指摘が国会審議の場でも出されていた。こうしたことを踏まえると、電取委においては、今後とも中立性・独立性を確保し、全ての案件に公正・中立に対応することに加えて、その中立性・独立性について外部から疑念を持たれないようにすることにも努めるべきである。

(2) 今後留意すべき事項

(ア) 電取委事務局の体制強化等について

今後、新たな託送料金制度の詳細設計・運用や、需給調整市場など複雑化する市場への対応など、電取委が取り組むべき課題は、量的にも質的にも拡大すると見込まれる。例えば、新たな託送料金制度においては、5年ごとに送配電事業者の事業計画と収入上限を審査することが予定されており、審査の頻度がこれまでより増えるとともに、それを適切に実施するには送配電設備や系統運用などに関する知見も必要になると考えられる。

したがって、電取委が今後ともその役割を適切に果たしていくためには、事務局の体制強化が必要であると考えられる。

電取委は現状においても、弁護士、公認会計士など多岐にわたる分野の専門人材を任期付職員として外部から確保しているが、こうした専門人材の確保・活用を今後さらに強化することが重要である。加えて、大学や研究機関などの外部専門家について、より効果的な参画・活用の方法を検討することも重要である。

また、事務局の専門的知見の向上には、外部専門家の

活用に加えて、事務局職員全体の知見の向上も重要である。そのためには、各職員が有する知見、特に専門的知見を有する任期付職員の知見が、組織内に蓄積・継承されていくようにすることが重要であり、例えば、ナレッジマネジメントの強化や研修などを通じて各職員の知見を蓄積する、一部の職員については長期継続して電取委事務局において勤務するようにするといった工夫を検討すべきである。

事務局の体制に関して、独立性の観点から懸念されるのは、事務局職員が経済産業省の人事異動に組み入れられている点である。特に、資源エネルギー庁と電取委との双方向の異動が電取委の独立性を損なう要素になりうるという懸念がある。しかし、幅広い職務経験が職員の視野を拡大させ、能力開発に寄与することを考えると、現在の人事運用も否定的な面ばかりとはいえない。現行の運用を前提とするならば、独立性の確保に十分留意しながら、事務の遂行に当たることが期待される。

電力・ガスの分野においてもITの活用が重要となることから、今後は、電取委においても、IT関連の専門的知見が求められると考えられる。事務局の強化に加えて、将来的には、委員にITの専門家を任命することも考えられる。

(イ) 電取委のミッション及びその明確化について

これまで電取委は、競争を活性化して市場メカニズムが機能するようにする、市場への信頼を守る、NW部門が適正な運用を確保するといったことを重視して取組を進めてきたということであるが、こうした点は、今後とも電取委が注力すべき点としていずれも重要である。

電力・ガス市場を巡っては、再生可能エネルギーの導入拡大や有効活用、レジリエンスの強化といった課題を、いかにして効率的に実現していくかが、これからさらに重要になると考えられる。こうした課題についても、競争や市場メカニズムを通じた効率性の向上という観点から、電取委がその専門的知見を活用し、積極的に提言等を行っていくことが期待される。

現状、これらは必ずしも電取委のミッションとして法律等において明文化されていないが、継続性の観点から、将来的に何らかの形で明確化することの検討が望ましい。例えば、冒頭で論じたように電取委に期待される役割は法律に明記されていないものの、「適正な電力・

ガスの取引の確保」が電取委の実質的なミッションとなっていることに加えて、「公正な競争の促進」や「市場メカニズムを通じた効率性の向上」といったことを、電取委のミッションとして何らかの形で位置づけることが考えられる。

また、現状、どのような場合に電取委が制度設計に携わるのかが不明瞭なところがある。電力・ガス取引の分析等を通じて電取委が把握した既存制度の課題について改善策を検討するのは当然であるが、新たな制度の詳細設計についても、取引の実態について知見を有する電取委が貢献できることも多いと考えられる。したがって、電取委は、既存の制度の改善か新たな制度の設計にかかわらず、その専門的知見を活用して貢献できる場合には積極的に検討し提案等をしていくべきであり、こうした役割を期待されていることについてもより明確にすることが望ましい。

(ウ) 透明性のさらなる向上や広報の強化等について

電取委が引き続きその役割を果たしていくためには、一般消費者や電力・ガス等の取引に関与する事業者から公正・中立な機関として今後とも信頼されることが不可欠である。したがって、引き続き独立性・中立性を確保し、全ての案件に公正・中立に対応することに加えて、透明性を高めるなどにより、外部からの信頼を高めることも重要である。また、前述のとおり、関西電力の事案に対する電取委の対応に関して、電取委の独立性が十分に確保されていないのではないかという指摘があったことを踏まえると、外部から疑念を持たれることのないようにすることも重要である。具体的には、引き続き適切な情報公開に努めるとともに、電取委の取組についてよりスピーディかつわかりやすく情報発信することや、外部からどのように見えるかも含めてあらゆる観点からより一層中立性・独立性を高めることにも考慮すべきである。

また、電取委が「適正な取引の確保」を始めとする上述のような役割を果たしていく上では、消費者や各種の市場参加者が、正確な情報を得やすい環境を作っていくことが重要であるとともに、電取委が、これらの者から意見や情報を吸い上げることも重要である。したがって、電取委みずからが、活動状況等についてわかりやすい情報発信に努めるとともに、消費者や各種の市場参加

者から意見や情報を寄せやすい工夫を講じていくことが重要である。

また、競争を活性化し、より公正性の高い市場を作っていくための手法としては、制度改正やガイドラインの制定を提言するといった方法の他に、業務改善勧告などの法執行の具体的な事例を積み重ねることによって、透明で中立的なルールを実質的に確立していくというアプローチもあり得る。こうした観点から、引き続き個別事案にしっかりと対応することが重要である。